

船舶事故調査報告書

令和3年3月10日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	被引浮体搭乗者負傷
発生日時	令和2年7月21日 10時45分ごろ
発生場所	滋賀県高島市今津町 ^{はまびん} 浜分東方沖（琵琶湖北西部） 今津中学校四等三角点から真方位047°1,700m付近 （概位 北緯35°25.5 東経136°02.7）
事故の概要	水上オートバイ ^{エフエックス} FXなんクルーザーは、浮体をえい航中、浮体の搭乗者1人が負傷した。
事故調査の経過	令和2年7月30日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	水上オートバイ FX なんクルーザー、0.2トン 250-58610 沖縄、個人所有 3.02m(Lr)×1.12m×0.45m、FRP ガソリン機関、132.40kW、平成29年6月
乗組員等に関する情報	船長 26歳 特殊小型船舶操縦士 免許登録日 平成28年8月3日 免許証交付日 平成28年8月3日 （令和3年8月2日まで有効） 搭乗者A ₁ 25歳
死傷者等	軽傷 1人（搭乗者A ₁ ）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東南東、風力 1、視界 良好 水象：湖面 平穏
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、‘船長の知人である搭乗者A ₁ 及び搭乗者A ₂ が乗る取っ手及び背もたれが付いた長さ約2.0m、幅約2.0mの3人乗りのソファ型トーイングチューブ’（以下「本件浮体」という。）をえい航しながら遊走する目的で、令和2年7月21日10時30分ごろ‘今津町浜分の湖岸’（以下「本件湖岸」という。）を出発した。 本船は、長さ約15mのえい航索を用いて、進行方向に向かって搭乗者A ₁ が左側、搭乗者A ₂ が右側に座った状態の本件浮体を引きなが

	<p>ら約700m沖を右に旋回して遊走していた。</p> <p>船長は、遊走を終えることを搭乗者A₁及び搭乗者A₂に伝え、本件湖岸から約15m沖合の位置に設置していた‘本船を係留するブイ’（以下「本件ブイ」という。）に向けて減速させながら約5km/hの速力（対地速力、以下同じ。）で航行し、搭乗者が乗り降りしやすいように、本件浮体を遠心力によって本件湖岸に向かわせる目的で本件湖岸までの距離を目測し、本件ブイよりも更に本件湖岸に接近させた位置で右転させて停留させた。</p> <p>船長は、本件浮体が約5km/hで本船を中心に右周りに左側から本件湖岸に向かっていった状況を目で追っていたところ、本件浮体が乗り揚がるように見えたので危険を感じたが、どうすることもできず、10時45分ごろ本件浮体が左側を下に横転する状況を認めた。</p> <p>搭乗者A₁は、本件浮体の取っ手をつかんで座っていたところ、本件浮体の底部に衝撃を感じると同時に横転した際、本件浮体と共に横転して頭部及び左肩を本件湖岸の石に当てて負傷した。</p> <p>搭乗者A₂は、横転時に本件浮体から自ら飛び降り、負傷しなかった。</p> <p>搭乗者A₁は、頭部から出血していたので、本件湖岸で遊走の状況を見ていた知人が119番通報し、病院に搬送され、頭部挫創、左肩打撲及び左下腿打撲と診断された。</p> <p>（付図1 事故発生場所概略図、付図2 本件浮体が本件湖岸に向かう状況図、写真1 本船、写真2 本件浮体 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本件湖岸は、直径約10cmの石から成る浜であった。</p> <p>船長、搭乗者A₁及び搭乗者A₂は、全員が救命胴衣を着用していた。</p> <p>搭乗者A₁及び搭乗者A₂は、頭部を保護するヘルメット等の保護具を装着していなかった。</p> <p>船長は、ふだん、本件ブイの位置を目安に本件浮体を湖岸に近づけており、これまで本件浮体が湖岸で横転すること及び搭乗者が危険な状況になったことはなかったが、本事故時、ふだんよりも本件浮体を本件湖岸寄りに近づけようとした。</p> <p>船長は、本件浮体が振れ回りして湖岸に近づくとときにえい航索を引くと、本件浮体に勢いがついてしまい、どうすることもできなかった。</p> <p>船長は、夏場（6月から10月ごろ）に遊走の目的で本件浮体を平成29年に購入し、湖岸で月に約3日遊走し、遊走する日には、1日10回以上（1回あたり約15分）本件浮体を引いて遊走していた。</p> <p>搭乗者A₁は、本事故時、本件浮体等に搭乗して遊走する経験が初めてであったが、搭乗直前に別の知人が搭乗していた遊走状況を見ていたので、同様に本件浮体を降りるものと思い、本件浮体が速力を落</p>

	<p>としながら本件湖岸に近づいていたので危険を感じず、船長から降りる指示があるまで取っ手をつかんで乗っているつもりだった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし なし</p> <p>本船は、琵琶湖北西部水域の本件湖岸において、本件浮体をえい航しながら遊走し、船長が、遊走を終えて帰航の途につき、本件浮体の搭乗者を降ろす際、目測により本件浮体を遠心力によって本件湖岸に向かわせたところ、本件湖岸に本件浮体が乗り揚がって横転したことから、本件浮体の左側に座っていた搭乗者A₁の頭部及び左肩が本件湖岸の石に当たり、搭乗者A₁が負傷したものと推定される。</p> <p>船長は、本件ブイの位置を目安に本件浮体を湖岸に近づけていたものの、搭乗者が乗り降りしやすいように、ふだんより、本件ブイよりも更に本船を本件湖岸に接近させた位置で右転させて停留させたことから、本件湖岸に本件浮体が乗り揚がって横転したものと推定される。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、琵琶湖北西部水域の本件湖岸において、本船が本件浮体をえい航しながら遊走し、船長が、遊走を終えて本件浮体の搭乗者を降ろす際、目測により本件浮体を遠心力によって本件湖岸に向かわせたところ、本件湖岸に本件浮体が乗り揚がって横転したため、搭乗者A₁が本件湖岸の石に当たったことにより発生したものと推定される。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>船長は、本事故後、遊走を終えて本件浮体の搭乗者を降ろす際、遠心力によって湖岸に向かわせることを中止し、本船で湖岸に接近して下船し、自らえい航索を手繰り、本件浮体を引き寄せることとした。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船長は、浮体をえい航しながら遊走する際、遠心力及び惰性で陸岸及び障害物に近づけないようにすること。 ・船長は、浮体をえい航しながら遊走する際、浮体搭乗者に頭部の保護具を着用させることが望ましい。

付図1 事故発生場所概略図



国土地理院 2万5千分の1地形図使用

付図2 本件浮体が本件湖岸に向かう状況図

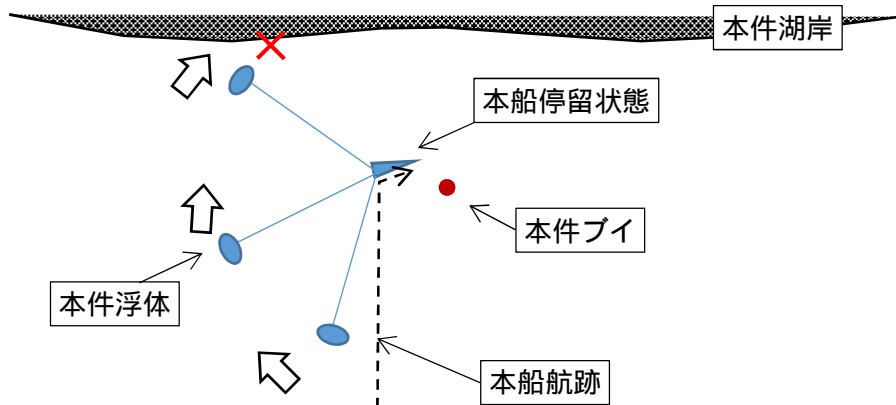


写真1 本船



写真2 本件浮体

